

この例外給付の確認作業は認定期間ごとに必要です。認定更新・区分変更・64歳以下で生活保護を受給している医療保険未加入の方（みなし2号）から第1号被保険者への変更時にはまた同じ作業を行います。

また、担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター変更時にも行います。

（※1）暫定で介護サービスを利用するにあたり例外給付が見込まれる場合は、医師の医学的な所見を確認のうえ、サービス担当者会議等を開催し暫定ケアプランを作成してください。なお、認定結果前に例外給付の確認依頼申請を行うことが可能です。

# 1. 軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

## (1) 軽度者に対する福祉用具貸与の要件

以下の表に示す福祉用具（※）については、要支援1・2および要介護1の方は原則として貸与できませんが、次の要件に該当する場合、例外給付が可能です。

※自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も軽度者とみなされます。ただし、尿のみを自動的に吸引するものはその限りでなく、要支援の方も利用可能です。

### (1) 認定調査項目による要否判断

軽度者に対する福祉用具貸与の要件は下の表のとおり、市への確認申請手続きが「必要」な場合と、「不要」な場合とがあります。

福祉用具の種類	第95号告示第25号のイに該当する状態	市への確認申請手続きが「不要」な場合の要件	市への確認申請手続きが「必要」な場合の要件
車いす及び車いす付属品 ※(一)又は(二)のいずれかに該当する者	(一) 日常的に歩行が困難な者	認定調査項目第1群7(歩行)が「できない」の場合は貸与が可能です。	認定調査項目第1群7(歩行)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は(二)に該当するかどうかで判断してください。
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する認定調査結果項目がないため、適切なケアマネジメントによるケアマネジャーの判断によりますが、具体的な要否判断は4ページの(2)を参照してください。	—
特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(一)又は(二)のいずれかに該当する者	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	認定調査項目第1群4(起き上がり)が「できない」場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群4(起き上がり)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は市への確認申請手続きが必要です。
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できない」場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は市への確認申請手続きが必要です。
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できない」場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群3(寝返り)が「できる」又は「つかまれば可」の場合は市への確認申請手続きが必要です。

認知症老人徘徊感知器 ※(一)及び(二)の両方に該当する者	(一)	意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	認定調査項目第3群1(意思の伝達)が「できる」以外 又は、認定調査項目第3群2から第3群7のいずれかに「できない」となっている 又は、認定調査項目第3群8から第4群15までのいずれかに「ない」以外がある その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合は市への確認申請は必要ありません。	左記(一)(二)の両方又は片方に該当しない場合は市への確認申請手続きが必要です。	
	(二)	移動において全介助を必要としない者	認定調査項目第2群2(移動)が「全介助」以外の場合は市への確認申請は必要ありません。		
移動用リフト (つり具の部分を除く。) ※(一)又は(二)又は(三)のいずれかに該当する者	立ち上がり補助いす、その他の床走行式、固定式、据置式のリフト	(一)	日常的に立ち上がりが困難な者	認定調査項目第1群8(立ち上がり)が「できない」の場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第1群8(立ち上がり)が「できない」以外の場合は市への確認申請手続きが必要です。
	昇降座椅子、その他の床走行式、固定式、据置式のリフト	(二)	移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	認定調査項目第2群1(移乗)が「一部介助」又は「全介助」の場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第2群1(移乗)が「一部介助」又は「全介助」以外の場合は市への確認申請手続きが必要です。
	玄関・浴室などの段差解消のためのリフト	(三)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する認定調査結果項目がないため、適切なケアマネジメントによりケアマネジャーの判断によります。 市への確認申請は必要ありませんが、貸与の必要性について十分に検討したうえで判断してください。	—

自動排泄処理装置	(一)	排便において全介助を必要とする者	認定調査項目第2群6(排便)が「全介助」の場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第2群6(排便)が「全介助」以外の場合は市への確認申請手続きが必要です。
	(二)	移乗において全介助を必要とする者	認定調査項目第2群2(移乗)が「全介助」の場合は市への確認申請は必要ありません。	認定調査項目第2群1(移乗)が「全介助」以外の場合は市への確認申請手続きが必要です。

## (2) 車いす及び車いす付属品の要否判断について

軽度者のうち歩行が「できない」以外の者で、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の車いす貸与については、該当する認定調査項目がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断することになります。このため、東久留米市では次のような客観的判断を設けました。

- ①認定調査の基本調査項目1-7<歩行>「2. つかまれば可」にチェックがある。
- ②主治医意見書の4. 生活機能とサービスに関する意見の「(1) 移動」に関して、車いすの使用の「用いていない」以外にチェックがある、又は何らかの日常的に車いすを必要としている記載がある。
- ③サービス担当者会議において(地域包括支援センター職員の出席もしくは照会を行ってください)、日常的に車いすの利用が必要で、車いすがあることにより頻回に外出が可能になると判断した場合。

以上①及び②に該当するかを確認し、直近の状態変化等により必要と判断される場合には、①②のデータ以外の情報を収集し、最終的にサービス担当者会議において、車いす及び車いす付属品に関しての貸与が必要かどうかを判断してください。市への軽度者申請は必要ありません。

また、電動車いすについては、利用者の状況と機器が適合するかどうか、安全性をご確認ください。車いすの安全利用については以下の資料等をご参照ください。

- ・一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（令和3年度）  
「ハンドル型電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン—ハンドル型電動車椅子を安全にご利用いただくために—」  
[https://www.zfssk.com/sp/1302\\_chosa/report\\_pdf\\_2021/01.pdf](https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2021/01.pdf)
- ・公益財団法人テクノエイド協会（平成21年）「福祉用具シリーズ Vol.13 電動三輪車四輪車 使い方手引き」<https://www.techno-aids.or.jp/research/vol13.pdf>
- ・厚生労働省（平成29年）「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について(通知)」  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc2719&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2719&dataType=1&pageNo=1)

## (2) 確認申請が必要な場合の手続き

### (1) 申請までの流れ

- 1) まずは申請が必要かどうか、認定調査項目をご確認ください。  
 〈例：特殊寝台は、1-3「寝返り」1-4「起き上がり」のいずれか又は両方が「できない」になっている場合、支援1・2・介護1の方も申請不要です。〉  
 なお、暫定利用の場合は認定調査項目確認前に次へ進んでください。
- 2) 下記①～③のいずれかに該当する旨、医師の医学的な所見を聴取してください。  
 対象者がどんな状況で、何故その用具が必要なのか、具体的な情報が必要です。  
 方法は、文書による確認又は電話等による口頭確認等
- ①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- ②疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- ③疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断される者

#### ●具体的な状態や疾患の事例

事例類型	具体的な状態の例	福祉用具種目例
①頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リュウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト
②急性憎悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
③重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地より回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳から椅子への移乗に一部介助を要する	移動用リフト

また、貸与開始日と期間が離れておらず、記載する状態に変化がなければ、認定調査時の主治医意見書やその他医師の診断書、担当職員が聴取したサービス計画に記載する医師の所見でご確認いただいても差し支えありません。

- 3) 確認した医学的な所見に基づいてサービス担当者会議等を開催し、介護サービス事業者間で検討してください。医学的な所見に基づかず開催された会議では記録をご提出いただいても原則無効となりますのでご注意ください。

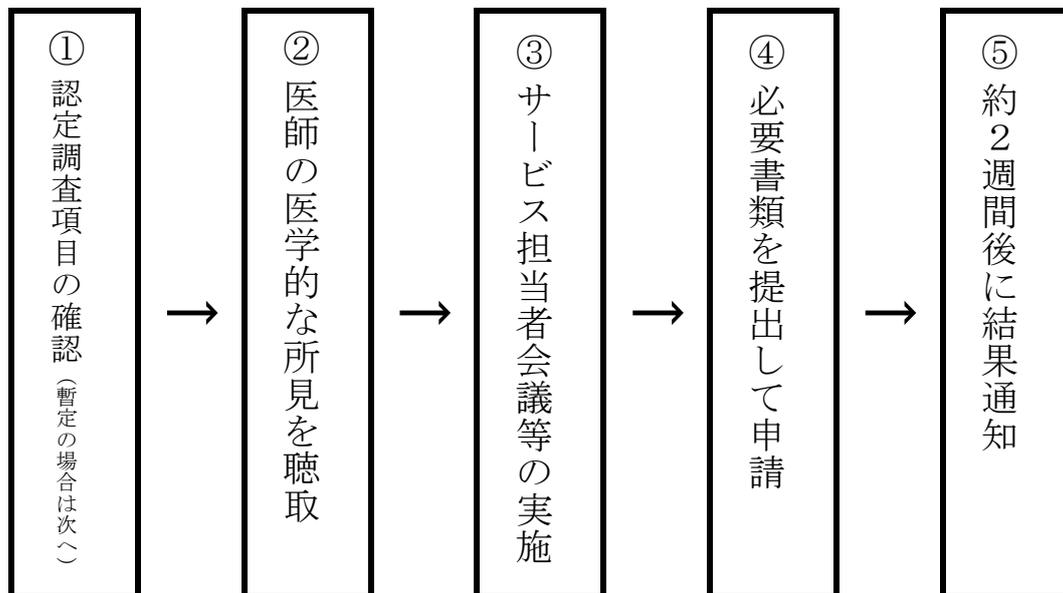
担当者会議の記録では、関係者間でおこなった当該福祉用具の必要性の検討・確認した事項について、参加者の誰がどんな意見を出していたか、具体的にご記入ください。

## (2) 申請時の必要書類

- 1) 軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認依頼書  
医師からの医学的な所見に基づき、ケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が記入する。
- 2) サービス担当者会議録の写し
- 3) 郵送でご提出の場合は、110 円切手を貼った返信用封筒

## (3) 結果通知

提出された申請書の内容を確認し、必要・不必要のいずれかを決定し、ケアマネジャーに通知します。郵送でご提出の場合は郵送で、窓口でご提出の場合は後日窓口で結果通知をお返ししています。



※ご提出先は原則介護福祉課介護サービス係ですが、

64歳以下で生活保護を受給している医療保険未加入の方（みなし2号）の場合、福祉総務課にご提出いただく形になりますのでご注意ください。

## 2. 軽度者に対する福祉用具貸与に関するQ & A

Q 1. 利用開始日について
A 1. 申請受付日以降としますが、下記について、遡及することができます。 事情があり、医師の所見、サービス担当者会議開催等が遅れてしまい福祉用具貸与が先になった場合等。 ※場合によっては自費負担になる可能性について利用者にご説明ください。
Q 2. 利用開始日が不明の場合
A 2. 利用開始日には「未定」と記載してください。 退院は決まったが、退院日が決まっていない場合等 ※なお、この場合、保険給付開始日は「受付日以降かつ実際にサービス利用開始した日」からとなります。
Q 3. 要介護認定の変更申請中であるが、例外給付の確認申請はできるか。
A 3. 原則可能。 認定結果が要介護1以下となった場合、申請結果を通知します。
Q 4. 認定申請（新規申請）と同時に例外給付の確認依頼申請は可能か。
A 4. 原則可能。 認定結果が要介護1以下となった場合、申請結果を通知します。 ※場合によっては自費負担になる可能性について利用者にご説明ください。
Q 5. 福祉用具貸与の見直し時期について。
A 5. 見直し時期については、当初6カ月に1回となっていました。が、随時に改められたため、随時モニタリングの結果により「不要」又は「種目変更が必要」について判断してください。 なお、状態が改善されて「不要」と判断した場合、市への届出は必要ありません。 また、不要となり貸与を中断していたが、状態が悪化して再度貸与が必要となった場合は、再申請が必要です。
Q 6. 認定更新ごとに申請は必要か。
A 6. 給付適正化の観点から令和3年4月1日より認定更新ごとの申請を必要とします。 貸与継続をする場合の貸与開始日は、新しい介護認定の開始日としてください。 ※随時状態の把握に努め「要」・「不要」を判断し、適正な介護給付が行われるよう努めてください。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅（介護予防）サービス計画に記載してください。 (例 貸与する理由が骨折など治る見込みがある場合は、今後返却も視野に入れるようお願いします。)
Q 7. レンタル事業所が変わる際に再申請は必要か。
A 7. 以前に申請済みであれば不要です。 ケアマネ経由ですでに確認申請していることを引継ぎしてください。 別種の品目を貸与する場合は通常通り申請が必要です。

<p>Q 8. 担当ケアマネジャーが変わる際に再申請は必要か。</p> <p>A 8. 担当する居宅介護支援事業所（又は地域包括支援センター）が変更になった場合は申請が必要となります。</p> <p>必要となる変更は以下の通りです。</p> <p>居宅介護支援事業所⇒居宅介護支援事業所  支援⇒要介護 地域包括支援センター⇒居宅介護支援事業所  要介護⇒要支援 居宅介護支援事業所⇒地域包括支援センター</p> <p>ただし、同事業所内で担当ケアマネのみ変わった場合は申請不要です。  その場合は各事業所内で十分な引き継ぎを行ってください。</p>
<p>Q 9. 同一の貸与品目を追加で借りる場合（例：これまでも特殊寝台付属品を貸与されている方で、サイドレールの本数を増やしたり、新たにサイドテーブルも導入したりといった場合）の再申請は必要か。</p> <p>A 9. 不要としていますが、関係者間での必要性の検討は適宜行ってください。</p> <p>特殊寝台のみを貸与している方で新たに特殊寝台付属品を貸与する場合や、床ずれ防止用具を新たに導入する場合など、別の品目を追加で貸与する際は通常通り申請が必要です。</p>
<p>Q10. 要支援の認定を受けている方で、居宅介護支援事業所が包括から委託を受け担当している場合、申請書の作成は誰が行うのか。</p> <p>A10. 担当ケアマネのみで大丈夫です。</p>
<p>Q11. 医師の所見が聴取できない場合どうすればよいか。</p> <p>A11. 電話等で聴取できない場合、診察に同行するなど様々な方法をとることは前提としますが、どうしても事情があって医師の医学的な所見が聴取できない場合は、看護師やPTなどの医療系専門職に所見を聴くことも考えられます。かならず事前にご相談ください。</p>

その他のQ&Aについては「介護保険よくある質問の手引き 東久留米市の取り扱い事項について」をご参照ください。